

HELLO WORK information 10

月刊

ハローワーク宇佐

宇佐公共職業安定所広報
2025年10月号

contents

- ① 大分県最低賃金「時間額 1,035 円」で答申 P 1
- ② 「ユースエール認定制度」のご案内 P 2
- ③ リ・スキリング等教育訓練支援融資事業の創設 P 2
- ④ 10月には「年次有給休暇取得促進月間」です P 3
- ⑤ セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ P 3
- ⑥ 労働市場の状況（管内の求人・求職） P 4

●ハローワーク宇佐

〒879-0453 宇佐市大字上田 1055-1
宇佐合同庁舎 1 階

☎0978-32-8609

開庁時間：8：30～17：15（月～金）
（祝日、年末年始は休み）

●豊後高田市ふるさとハローワーク

〒879-0628 豊後高田市新町 1007-4
豊後高田市勤労青少年ホーム内

☎0978-22-2342

開庁時間：9：30～17：00（月～金）
（祝日、年末年始は休み）

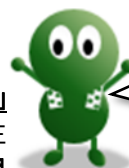
※職業の相談・紹介のみ取り扱っています。

《事業主・労働者・求職者の皆さまへ》

1

大分県最低賃金「時間額 1,035 円」で答申

9月4日に大分県最低賃金審議会は、現行の大分県（地域別）最低賃金「時間額 954 円」を 81 円引上げ、「時間額 1,035 円」に改正するよう大分労働局長に答申しました。改正された大分県最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続き等を経た後、令和8年1月1日に発効される見込みです。

1月1日
から適用
の見込み
です！

最低賃金の適用される労働者の範囲

- 年齢に関係なく、正社員、パートタイマー、派遣労働者、学生アルバイト等を含め大分県内で働くすべての労働者に適用

最低賃金の対象となる（ならない）賃金

- 最低賃金の対象となる賃金は毎月支払われる基本的な賃金であり、次の賃金・手当は算入されません。
 - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 時間外・休日・深夜労働割増賃金
 - ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

お問い合わせ先・特設サイト

- 大分労働局労働基準部賃金室
097-536-3215
- 管轄の労働基準監督署

最低賃金特設サイト

検索



「業務改善助成金」は事前に交付申請等が必要ですが、「リ・スキリング等教育訓練支援融資事業」は事前に交付申請等が必要ありません。また、「ユースエール認定制度」は賃金規定等の事前提出が必要ありません。

賃金引き上げの支援策

業務改善助成金

■業務改善助成金コールセンター0120-366-440

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用ポイント 賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）■助成金センター 097-535-2100

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

活用ポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等を増額した場合、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めない。
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



2

《事業主の皆さまへ》

「ユースエール認定制度」のご案内

若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用労働者数 300 人以下）を厚生労働大臣が認定する制度です。ユースエール認定を取得することで優良企業であることを対外的にアピールできるなどのメリットがあります。人手不足の中、雇用管理や労務管理の改善に積極的に取り組まれている企業におかれましては、ユースエール認定の取得まで目指してみませんか？



【主な認定要件】

- ① 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ② 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働が60時間以上の正社員が1人もいないこと
- ③ 前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
- ④ 直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上

全国 1,329 社認定

(2024 年 9 月末現在)

県内 23 社認定

(2025 年 9 月末現在)

業種内訳：建設業 14 社

医療福祉 3 社

その他 6 社



労働時間を適正に把握できているかも重要なポイントです！

認定企業 A (情報通信業)

【取組と認定取得後の状況】

- ◎入社年度別社員研修によるスキルアップ
 - ◎若手社員の活躍ぶりを SNS 発信
 - ◎業務見直しによる残業時間縮減等
- ⇒「ワークライフバランスを整えやすい」などの志望動機による応募が増え、ここ数年毎年 10 人程度の新卒者を確保、今では従業員の約半数が 20 代という若手躍進企業に成長

認定企業 B (建設業)

【取組と取組後の状況】

- ◎システムを導入し正確な労働時間を把握
 - ◎ポケット Wi-Fi 等を活用し現場技術者の業務を効率化
 - ◎男性育休のモデルケースを確立し、以降男性育休取得者が続き取得率は 100%
- ⇒優良な労務管理と業務効率化により社員の待遇を改善し、新卒者の確保も順調に推移

詳細は
労働局
職業安定課
または
管轄のハローワークへ



3

《労働者・求職者の皆さまへ》

「リ・スキリング等教育訓練支援融資事業」が創設されました！

リ・スキリング等教育訓練支援融資は、スキルアップ等をを目指す方々を支援する目的で新たに創設された制度です。生活面の不安無く訓練を受けることができるよう、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資します。さらに、訓練を修了した方が一定の要件を満たした場合、債務残高の返済が一部免除されます。

■ 融資を利用できる方の主な要件

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
- ② 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと。
- ③ 労働の意思と能力があること
- ④ 職業訓練等の支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
- ⑤ 貸付を希望する理由が適当で、貸付金の返済意思があること
- ⑥ 訓練開始時点において過去に3年以上就業した経験があること
(この他にも要件があります。詳細は厚生労働省HP等でご確認下さい。)

■ 融資額等

「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費（以下、「生活費」）」に対して融資を行います。

【融資上限額】

以下を対象に最大2年間分となります。ただし、年収200万円未満の方や離職者に対しては最大1年間分となります。

- ・教育訓練費用：年間120万円
- ・生活費：年間120万円（10万円／月×12ヶ月）

【融資額】

- ・生活費：月10万円を限度として生活に必要な額として申請された額
- ・教育訓練費用：貸付対象のうち、見積書やパンフレット等によって必要な金額が確認できる額



4

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

～ 年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょ

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

詳細は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください

年次有給休暇取得促進特設サイ

検索



「年次有給休暇取得促進」についてのお問い合わせ先

大分働き方改革推進支援センター ☎ 0120-450-836

働き方改革推進支援センター

検索

5

《求職者の皆さまへ》

セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ

就職支援セミナー＆個別相談

事前申込み

10/28(火)

13:30～15:30 セミナー 15:30～16:30 個別相談

求職活動の進め方、応募書類作成・模擬面接の実施など、専門講師によるセミナー（定員8名）

【申込み】ハローワーク宇佐まで

看護職の就職相談会

当日受付

9/10(水)

10:00～12:00

ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供
【問】大分県看護協会 大分県ナースセンター
☎097-574-7136

福祉のしごと相談会

当日受付

10/14,28(火)

10:00～12:00

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供

【問】大分県福祉人材センター ☎097-552-7000

おおいたサポステ出張相談

事前予約

10/1,15(水)

11:00～16:00

働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、就職に向けてサポート（15～49歳対象）
【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎097-533-2622

心理カウンセリング

事前予約

10/6,27(月)

10/7,21(火)

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士による相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク宇佐まで

事業所ミニ説明会

当日参加

10/14,21(火)

10/2,9,16,23,30(木)

予約不要、応募書類（履歴書等）不要、入退室自由。事業所から直接話を聞くことができるよい機会です。参加事業所はハローワークで確認できます。

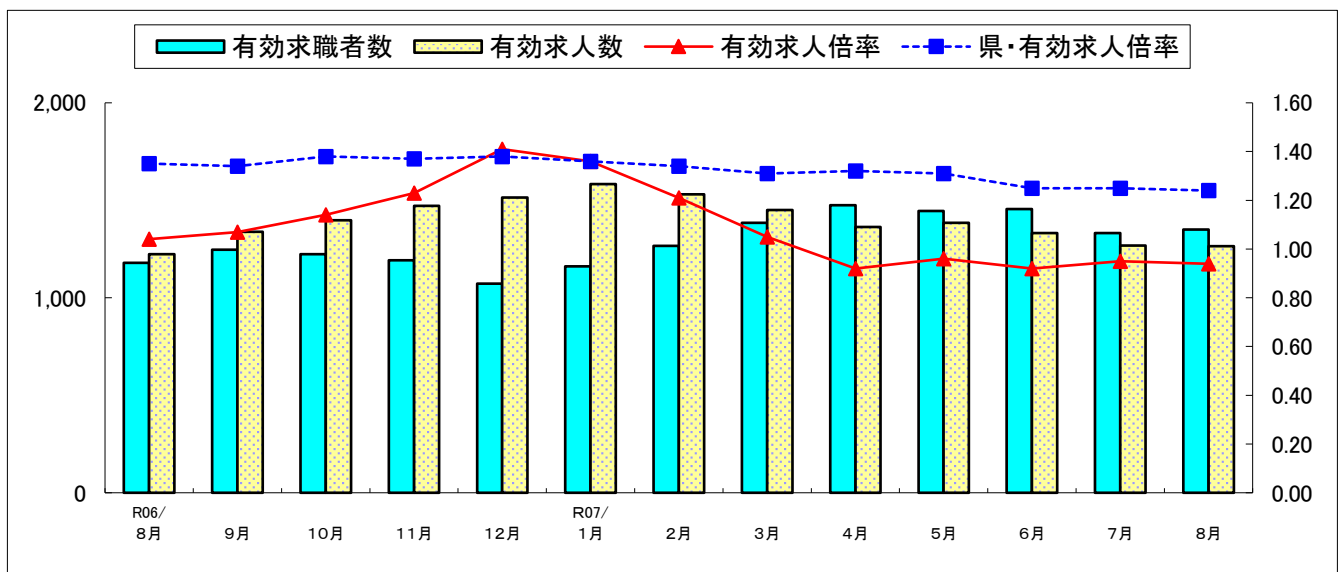
6 労働市場の状況（管内の求人・求職）

【令和7年8月】

項目		年月・増減率	今 月	前 月	前年同月	対前年同月 増減率(%)
職業紹介関係	新規求職申込件数		312	265	249	25.3
	月間有効求職者数		1,350	1,332	1,180	14.4
	新規求人数		411	532	361	13.9
	月間有効求人数		1,265	1,268	1,224	3.3
	就職件数		101	107	95	6.3
	有効求人倍率(管内)		0.94	0.95	1.04	▲0.10
	有効求人倍率(大分県)		1.24	1.25	1.36	▲0.12
	有効求人倍率(全国)		1.20	1.22	1.24	▲0.04
	高齢 (注)	月間有効求職者数	312	310	277	12.6
		月間有効求人数	189	188	181	4.4
		常用有効求人倍率	0.61	0.61	0.65	▲0.04
	パート	月間有効求職者数	638	634	548	16.4
		月間有効求人数	388	391	404	▲4.0
		有効求人倍率	0.61	0.62	0.74	▲0.13
雇用保険関係	資格決定件数		83	95	71	16.9
	受給者実人員		424	436	336	26.2
	資格取得者数		238	262	223	6.7
	資格喪失者数		269	268	250	7.6
	うち事業主都合離職者		16	8	4	300.0

注) 高齢者とは55歳以上65歳未満の者の数となります。

- 8月の有効求人倍率は0.94倍となり、前年同月より0.10P減少しました。
- 新規求職者数は対前年同月比25.3%増加、新規求人数は13.9%増加しました。
- 月間有効求職者数は対前年同月比14.4%増加、月間有効求人数は3.3%増加しました。
- 新規求人数を産業別に対前年比でみると、建設業(+63.3%)、製造業(+51.8%)、情報通信業・運輸業・郵便業(+80.0%)、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業(+48.6%)、医療・福祉(▲13.0%)、サービス業(▲9.3%)でした。



	R06/ 8月	9月	10月	11月	12月	R07/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
有効求職者数	1,180	1,246	1,224	1,192	1,072	1,162	1,266	1,384	1,475	1,445	1,455	1,332	1,350
有効求人数	1,224	1,339	1,397	1,471	1,515	1,583	1,531	1,451	1,363	1,384	1,332	1,268	1,265
有効求人倍率	1.04	1.07	1.14	1.23	1.41	1.36	1.21	1.05	0.92	0.96	0.92	0.95	0.94
県・有効求人倍率	1.35	1.34	1.38	1.37	1.38	1.36	1.34	1.31	1.32	1.31	1.25	1.25	1.24

※パートを含む全数。 ※県の有効求人倍率は、季節調整値(令和5年12月以前の値は、新季節調整値に改定されています。)